

◆第18期 第2回立川市図書館協議会会議録◆

日 時	平成24年11月2日（金） 午後2時00分から午後4時00分まで
場 所	立川市女性総合センター・アイム 5階第二学習室
出席者	畔田 ^{くろだ} 委員、岡野委員、上田委員、奥野委員、田ヶ谷委員、山田委員、 齊藤委員（副会長）、加藤委員（会長）
【事務局】	図書館長、管理係長ほか
【傍聴人】	2名

<副会長>

ただいまより第18期第2回の図書館協議会を開催いたします。私、前回欠席をしてしまいましたので、改めましてご挨拶させていただきます。

（副会長、自己紹介）

それでは本日ですけれども、4名の委員さんが所用で欠席とうかがっております。協議会の定数12名のところ8名になりますが、本日の協議会は定足数に達しておりますので成立しております。それでは、お手元にご用意した次第に沿って進めさせていただきます。まず、会長のほうからご挨拶をお願いいたします。

1. 会長挨拶

<会長>

皆さんこんにちは。私のほうから二点ほど話をしてみたいと思います。

昨日、家族と食事をしたときに「今日は何の日か」と尋ねましたら、家族は誰も知らないんですね。今日も、図書館の入り口を歩いてポスターが一枚くらいは貼ってあるかと思ったんですが、ありませんでした。

実は、11月1日は『古典の日』なんですね。今年の3月に超党派の国会議員が提案した議員立法で、9月5日に国会で可決されて成立し、そこで公布・施行されているんですね。条文としては3ヶ条のわずかな法律ですけれども、『古典の日に関する法律』ということで、「古典の日は11月1日とする」と。この11月1日というのは、『紫式部日記』の中で1008年11月1日に『源氏物語』があるということが分かった、これが最古の文書なんだそうですが、そういうことから11月1日を古典の日と定めているわけですね。

図書館に若干関係いたしますのでお話ししますが、古典とは、文学、音

楽、美術、演芸、伝統芸能、生活文化、その他文化・芸術・学術・芸能の分野における古来の文化的所産である、というふうに非常に広い範囲でとらえられているわけですね。そして、この法律は全国の都道府県を通じて市町村にも通知されているんですけれども、古典の日にはその趣旨にふさわしい行事を地方公共団体・国で実施するよう努めること、ところがこれが目に見えていないということがありましてですね……古典といいますと、私も高校時代はだいぶ暗唱したりもして苦手な科目ですけれども、これをきっかけに図書館の役割もひとつあるのかな、と感じまして、古典への関心を起こしていただければと思います。これが一点目です。

それから二点目は、明日11月3日12時40分から立川市民会館で『中学生の主張大会』があります。図書館協議会からは2名の審査員枠がありますので、来年は希望者がいらっしゃいましたら参加希望を出していただければと思います。

<副会長>

ありがとうございました。『古典の日』については、把握できておらずお恥ずかしい話です。『中学生の主張大会』は毎年審査員を出しておりますので、ぜひ関わっていただければと思います。

それでは報告事項になります。まず、9月議会の報告について図書館長からお願いいたします。

2 報告事項

【1】9月議会報告

<図書館長>

それでは報告に入ります前に、別件で報告事項と、お詫びがございます。

まず別件の報告事項ですけれども、立川市の澤^{さわ}教育長が11月20日の任期をもちまして退任ということになりました。こちらの図書館協議会は、図書館長の諮問^{しもん}機関ということで教育長が直接来て話をする機会はなかったんですけれども、せっかくの機会ですので今回参加できないだろうかと調整しておりましたが、どうしても外せない公務が入ってしまって来られないということで、今まで大変お世話になりましたとお伝えください、という風に申しておりました。次の教育長につきましては、あらためて教育委員会の臨時会で選任されるということですので、決まりましたら何らかの形で皆様にもご報告いたします。

もうひとつは、前回1回目の協議会で「資料はなるべく事前に配布を」というご依頼をいただいておりますが、私のほうで議会報告の資料作成を手間取ってお

りまして、事前にお配りすることができませんでした。申し訳ございません。不幸中の幸いと申しますか、9月議会は図書館関係の案件・質問が少なかったこともあり、紙2枚にまとめることができました。今回はお手元にお配りした資料に基づいてご報告します。

議会は日程が9月4日から28日まで、土日を含めて25日間が会期でございます。一般質問は9月4日から7日までの4日間開催されました。この中で教育関係は防災ですとかいじめ対策ですとか色々出ましたけれども、図書館関係はどなたからも質問はございませんでした。

それから9月議会ですので、決算特別委員会がございました。これまで決算特別委員会は、予算科目の「^{かん}款」ごとに審議を進めていたんですけれども、今回は分科会形式ということで4つの分科会を作りまして、要は委員会と同じ分け方なんですけれども、教育部門に関しましては『文教分科会』という名前で審議が進められることになりました。これが9月14日の金曜日でございます。

この中で図書館関係は1名の委員さんから、指定管理館の責任者が異動した理由について質問をいただき、私のほうから「通常の人事異動である」と回答いたしました。また、指定管理期間中の責任者の異動について図書館としてはどのように考えているか、という質問もございまして、「継続的で安定した運営のためには同じ人物が、ということもございますけれども、引き継ぎ期間をしっかりと設けていることと、マネージャー・館長・館長補佐の三人の責任者体制ということで、誰が人事異動になっても引き継ぎを受けてきちんと対応しており実際に問題もありません」と回答いたしました。委員のほうからは最後に「今後もぜひ安定した体制をとっていただきたい」ということで終了しております。

続いて文教委員会ですが、こちらは9月21日の金曜日に開催されました。議案・請願・陳情については、図書館関係はございませんでした。報告事項で1件、地区図書館指定管理者候補者の選定スケジュールについて口頭で説明させていただきました。現在の地区図書館、幸と錦については平成25年6月に更新の時期を迎えるということで、この2館に加えて平成25年4月から新たに西砂・高松・若葉の3館に指定管理者制度を導入するというところでございます。

候補者の選定にあたりましては、横の連携・サービスの均質性を重視いたしまして、5館一括して指定管理者を募集いたします。指定管理期間は平成30年の3月末まで、新たに指定管理者を導入する3館につきましても開館日・開館時間を拡大するという予定で選定をいたします。選定スケジュールにつきましては裏面になりますけれども、8月9日の教育委員会で選定審査会に諮問しますよということで議決をいたしまして、8月14日に選定審査会に諮問いたしました。8月20日に公募の告示をいたしまして審査に入り、10月下旬に終了予定、しかる後に教育委員会への議案の提案というのもありますけれども、最終的に12月市議会への指定管理

議案を提出するという流れになります。

それから、図書館協議会のほうには補足で説明させていただきますけれども、選定審査につきましては無事に終了しております。こちらは議会にはまだ報告しておりません。口頭で申し訳ないんですけども、最初に仕様書配布を希望した業者が8社、実際に説明会・施設見学会に参加した業者は5社、具体的な提案書の提出があったのは1社となりました。そうした流れの中で一次審査・二次審査を行いまして、業者の選定作業が終了しております。選定作業自体は市長部局の選定審査会でおこないまして、そちらの答申を先だって案としていただいております。この答申につきましては、11月8日の教育委員会定例会で協議をいたしまして、その後に最終的な選定結果を公表できるというような状況ですので、まだ皆さまにはご報告できません。業者にも、まだ結果は通知していない状況です。ざっとですが、指定管理の流れについても合わせて説明させていただきました。

続きまして、ブックポストの新設についてです。こちらは資料を議会に提出しております。今度、立川駅北口の西地区で再開発が始まりまして、そこにある市の施設『窓口サービスセンター』も再開発エリアにあたるということで撤収となります。そうなりますと、窓口サービスセンターの入口に設置してある図書の返却ポストが使えなくなり、駅前のサービスが低下するということがありますので、サービス水準を維持するために新しく駅前にブックポストを設置することとなりました。場所が少し分かりづらいかも知れませんが、立川伊勢丹の1階入口正面あたりの路上になります。ちょうどコンコースから降りてくる階段の下あたりで、雨風が防げる状態で、もちろん屋外型ですので直接雨が当たっても問題ない造りになってはいるんですが、雨風が防げる位置に設置いたしました。こちらはすでに、9月26日から供用を開始しております。

それから、窓口サービスセンターに設置していた屋内型のポストについては、廃棄してしまうのはもったいないのでどこかで活用しよう、という話になりました。錦町にありました市役所の旧庁舎跡地で12月25日にプレオープンします『子ども未来センター』という行政施設の、1階部分サブエントランスのあたりに設置するということで調整を進めてございます。こちらは供用開始が12月26日を予定しております。

これらに関しまして、1名の委員からふたつ質問がございました。ひとつめは、指定管理者の候補者選定にあたって連携などそういった課題に配慮している点があれば、選定中ですので差し支えない範囲で教えてください、との質問でした。答弁としましては、募集にあたっては試行実施の結果を十分に踏まえた上で、指定管理の実績のある指定管理者、それから実務経験のある職員を配置するよう基本要件に盛り込んだ、ということです。それから、連携を重視するという意味で他の指定管理導入自治体にはあまりないと思われる、連絡調整をするマネージャ

一制度というのを立川市独自に敷きまして、統括して連絡調整をおこなう、そういう責任者のな人員配置もおこなっている」と答弁いたしました。

それから二点目の質問で、駅前のブックポストはこのまま常設になるのかという質問がありました。こちらは、確かに今は立地条件が良いんですが、常設ではなく暫定措置ということです。と言いますのは、再開発が終わると窓口サービスセンターが駅前の非常に立地条件の良いところに戻ると予想されますので、窓口サービスセンターの入り口に戻したほうが利用の便は良くなるのではないかと、ということで、そのあたりも含め再調整いたしますと答えております。

それから所管事項の質問につきましては、図書館関係はございませんでした。議会の報告は以上となります。

<副会長>

ありがとうございます。委員の皆さまから、ご意見・ご質問などありましたらお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

<A委員>

指定管理者が5館を一括管理、ということですが、将来的には予定として4館ずつに分けるとということも聞いております。そうすると、今の5館一括というのも将来的に変わってくるということでしょうか。

<図書館長>

そこも含めまして、その次の段階につきましてはまた調整するということです。5館というのも、市長部局との調整もあったんですけども、まずは導入可能なところでということで、あまりエリア分けされていない5館という形になります。今後、残り3館の導入について検討する段階で、5館・3館の区分けについても検討することになろうかと思えます。

<A委員>

導入なし、という検討もしていただければと思います。よろしくお願いします。

<副会長>

他にいかがでしょうか。

私は前回いなかったんですけども、あと2館、上砂と多摩川、それから柴崎もですか。柴崎については今度新しく……

<図書館長>

はい。建て替えとなる第一小学校の中に入ります。

<副会長>

そういうような関係で今回抜けている、と。

<図書館長>

はい。あとの2館も都営アパートの中に入っているということで、条件整理に少々時間がかかるということです。

<副会長>

あともうひとつですが、前回この2館を指定管理者にすることによる費用対効果の問題ですとか評価の問題について出ておりましたが、指定管理者についてはコストではなくサービスの問題だろうと私はしております、既存の直営でやっている図書館との比較評価の中で判断すべきだ、という意見も言ったような気がするんですけども。

指定管理者の評価というのはある一定の時間を取って見ていかないと判断がつかないでしょうし、既存の直営でやっている部分との評価、あるいは中央との違い、なぜ中央はやらないのかといった明確な基準が必要だろうとは思いますが。

……他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、そうしましたら、報告事項「その他」とございますが、館長のほうからお願いいたします。

【2】その他

<図書館長>

今回は第2回目の図書館協議会ということで、新たに協議会の委員になられた方もいらっしゃると思います。すでに今後の協議事項の案などもいただいておりますが、委員の方々の目線合わせというか、お互いに同じ情報を同じレベルで共有していく必要があるのではないかと委員の方からご指摘をいただいております。

そういうこともございましたので、この図書館協議会の役割などについて振り返るといって、確認の意味でも見つめなおしていただいて、私たちも含めまして皆様と理解を深めていきたいと思っております。そういった意味で、協議会の意義について会長のほうからご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

<副会長>

会長、よろしいでしょうか。

<会長>

はい。資料をお手元にご用意させていただきました。図書館法と立川市図書館条例ですね。私の個人的な意見は控えまして、客観的な資料に基づきまして、私の認識している範囲でお話してみたいと思っております。それで、この図書館協議会の位置づけ・役割を中心にお話しして、協議会の委員の選出等については、私のほうからはお話をいたしません。

まずは図書館協議会の位置づけ・役割ということで、図書館法の第14条を開いていただきたいと思います。ここの第1項では「公立図書館に図書館協議会を置くことができる」とあります。これは“できる規定”でして、置かなくてもいいということになります。立川市は置いているということです。

それから第2項、これが役割についてでして、「図書館の運営に関し館長の^{しもん}諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする」ということで、図書館協議会の役割は大きく二つあるということですね。一点目は、図書館運営について館長の諮問に応じるということ。もうひとつは、図書館のおこなう図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる、ということで、これは館長のほうから特別に意見を求められなくても、図書館協議会が自主的に意見を述べることができるんですよ、という規定なんですね。今年度は、この「図書館奉仕につき館長に対し意見を述べる」、これが中心になろうかと思います。協議会の中で皆さんが意見として述べたり、あるいは最終的には意見書のような形で取りまとめられて提出されたり、そのあたりは後日また話をしたいだけだと思います。

それではこの「図書館奉仕」というのは何なのかということですが、こちらは第3条ですね。図書館法の条文を見ますと、「図書館は、図書館奉仕のため」、次に「土地の事情及び一般公衆の希望に沿い」、そして少し飛ばしますが「おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない」。この「次に掲げる事項」、これが図書館奉仕の内容になるわけですから、この内容について図書館協議会が意見を述べられるんだよ、ということになるわけですね。

個々に見ていきますと、まず漢数字の一、これは『第一号』というふうに読みますけれども、第一号では郷土資料以下まとめて「図書館資料」ですね、図書館資料を収集し、一般公衆の利用に^{きよう}供するんですよ、と。これが図書館奉仕の第一番目です。こういうようなことに対して意見を述べることができるわけです。それから漢数字の二では、「図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること」。それから三では、図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち相談に応じるようにするんですよ、ということ。それから四では、他の図書館等、学校図書館や議会の議員図書室等と緊密に連携し協力するんですよ、ということ。それから五では分館の巡回を行うこと、六では読書会・研究会等の規定、七では時事に関する情報や参考資料を収集・提供する、八では社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用する、九では学校・博物館・公民館等と緊密に連絡し協力する……こういった九つの事項について、図書館協議会として意見を述べることができると、こういうような作りになっているわけですね。こんなところを踏まえながら、協議会に臨んでいただけたらと思います。

私も今回また図書館法を読み返しまして、これはまた法律としては非常に古いんですね。戦後まもなく制定されて、今では使われていないような言葉が使われているんですね。たとえば図書館『奉仕』というのは今でいうと『サービス』ですよ。それから『一般公衆』、これも時代がっていますが『市民』とか『住民』という言葉を使えばいいわけですよ。それから第二号の『分類排列』、今は“配

る”ほうの『配』を使っていますよね。『附属』の『附』にも“こざとへん”がついています。制定された時代を反映して、法律の中では今では使われていないような古い言葉が使われています。

法律というのは、いったん制定されると改正が難しいんですね。衆議院・参議院でそれぞれ過半数の賛成がなければ改正できません。言葉をひとつ変えるにも改正手続きが必要となってくる。そういうことで、どうしても法律というのは時代遅れになりがちだとも言われておりますし、なかなか国民の要望が法律という形で反映されるまでに時間がかかるとも言われています。そんなようなところを実感しましたけれども、図書館の役割・位置づけということでお話しさせていただきました。

それから、せっかく条例が配られていますから……条例のほうでは、図書館協議会については第12条に、先ほどの図書館法を受けまして「立川には図書館協議会を設置するんですよ」ということと、協議会委員の選出だとか任期だとかが規定されています。あとは、本館・分館だとか、かなり実務的な部分が書かれていますので、これらは後ほどお読みいただいて、この条例に基づいて図書館は運営されておりますから館長等から諮問があれば協議をする、と、そういった流れを確認していただければと思います。以上です。

<副会長>

ありがとうございます。会長のほうから図書館法、それから図書館条例の協議会の部分に関してご説明をいただきましたけれども、皆さまのほうから何かご質問等はございますでしょうか。

<A委員>

いまご説明いただいた図書館法の第3条の第1項、ここの八号で「社会教育における学習の機会を……」とありますが、ここの意味があまりよく理解できておりませんので、ご説明をいただければと思います。

<副会長>

これは要するに、図書館の中でもいろいろな展示をやっていたり、公民館と一緒になっているところは公民館の事業と連携をしたりして、発表の場に図書館を使ってもらいますとか、図書館でやったことの発表を公民館でやってもらったりとか、それも図書館奉仕の中のひとつですよ、という内容かと思います。そういうことをやっている図書館は意外と多くあります。

<A委員>

他の機関とも連携しましょう、ということですか。

<副会長>

まあ、学習の機会というようなことで他の機関とも連携しましょう、というような話です。九号に関しても同じような内容になりますけれども、より積極的な

意味を八号のほうが持っている、ということになります。

< A 委員 >

ありがとうございました。

< 副会長 >

他はいかがでしょうか。館長のほうからはよろしいでしょうか。

< 図書館長 >

私もこの四月に来たところですが、地方分権による図書館法の改正がおこなわれています。今まではそこまで地方分権が進んでいなかったということで、そういった意味では各自治体の役割や責任が重くなってきたということで、各自治体で委員の選任なども責任を持って行いなさいと、そういった意味合いでの改正かと思っておりますので、事務局としてもそのあたりを意識しながら進めてまいりたいと思います。

< 副会長 >

ありがとうございました。それでは、今期の協議事項に入ってよろしいでしょうか。

前回のところで、今期にどのような協議事項をやっていくか委員の皆さんにご意見をお伺いしていたところですが、その経過について館長からお願いいたします。

< 図書館長 >

前回の協議会の中で「今期の協議事項については委員の皆さまからご意見をお伺いし、その中で議論いたしましょう」ということで、募集をいたしたところです。別紙の「第18期図書館協議会協議事項のご提案」に、いくつかいただいたご意見をまとめてありますので、ご紹介します。お手元の資料をご覧ください。具体的には、A委員とB委員のお二人からご意見を頂戴しております。

まずA委員から、委員の目線合わせと言いますか、情報共有化という意味での研修会をおこなってはどうかという意見。それから地区図書館につきまして、指定管理館だけでなく直営館も合わせて同じ基準で図書館協議会が評価をしてはどうか、という意見。それから三点目が、これからは図書館の職員にもコーディネート力ですとか、そういった部分でのスキルアップ・レベルアップが必要になってくるということで、人材育成の計画について策定・提案をしてはどうかという意見。それから四点目としまして、これは他市での取り組み事例なども調べていただいたようで、他市では図書館基本計画の進捗管理をおこなっている協議会があるということで、そのあたりを参考にしてはどうかというご意見をいただいております。

それからもうお一方^{ひとかた}、B委員ですけれども大きく三点いただいております。まず、若者が本を読まないということで、そのことを図書館としてどのように受け

止め、どのような施策を展開していくのかということ。二点目は、最近動きが活発になってきました電子書籍について、図書館としての対応をどのようにしていくかということ。それから三点目、古くなった映像資料をどのように変換していくのか、おそらく保存などを含めた話になるかと思いますが、こういったことでご提案をいただいております。

各委員さんのほうから補足説明などがあればいただければと思います。以上です。

<副会長>

ありがとうございます。A委員さんとB委員さんからご意見を頂戴しておりますけれども、それぞれの委員さんから補足説明等はございますでしょうか。

<A委員>

一点目については、前の17期から言っていたところなんですけれども、図書館とはどういうところなのか、図書館条例も含めて教えていただきたいという思いがあり、今回お願いさせていただきました。

二点目については、地区館の評価をするということではなく、いまやっている事業がどうだったかというのを、悪いところを指摘するのではなく「こうやったらより良くなるのではないか」という視点で、より良い提案のための事業評価というのを図書館協議会でおこなっているところがありましたので、立川でもそういうふうにできたらいいのではないかと思います、提案させていただきました。

三点目については、図書館職員全般というのではなく、今後司書採用の方がいらっしゃらなくなったときに中心になって支えていただく人材が必要かと思いますので、そういう方たちを育成して中核として頑張っていたきたいなということで、そういった方たちの人材育成についてであって、全般的なものではありません。

四点目については、基本計画もいいかと思うんですけれども、私がお話ししたかったのは主に子ども読書活動推進計画のほうです。両方でできればいいとは思いますが、中間評価といいますか、二年間経ったところでどういう風に計画が実行できているのかということと、今後三年間でどういう風に実行していくかという「二年間での成果と課題」というようなことをやっているところがよそでありましたので、凄いなと思ったものですから、そういうこともできたらいいなと思います。ただ作っただけで終わりということではなく、せっかく作ったわけですから、途中で反省したり課題を見つけたりしてより実効性のあるものに、よりよいものにしていくのがいいと思いました。

<副会長>

ありがとうございます。B委員さんからは何かございますか。

<B委員>

最初「議題があれば8月までに」ということで、その後に再度通知が来たものですから、どなたも議題を出していないのかと思ひまして、それじゃあもし何も無いのであれば、こういうことについて皆さんはどのように考えていらっしゃるのかなということ、話題を出していただければということ、でいくつかお出ししました。

一点目は若者が、ということですが、いま会長からお話がありましたように、学校教育と図書館関係を応援していかなければいけない役割が（協議会に）ある、ということでした。前に図書館の資料をいろいろ拝見しましたら、行政関係の資料もずいぶん集められていて、図書館協議会に関することとか基本計画も含めて冊子がずいぶん保管されていて、立川の図書館はいろいろな方面に気配りをして様々な活動を展開しているな、と感心しました。前回、館長からも、個別サービスの強化が今年度の重点でヤングアダルトのサービスからマンガコーナーの充実まで挙げられて説明されていたので、本当によく行き届いているなと思いました。

ただ、図書館に来た利用者にサービスをするだけではなく、いかに図書館に足向けさせるか、あるいは図書館の持っている価値を分かっている、いざとなったら図書館に行けば自分の必要なものがそこにある、と感じてもらえるように、若者へ積極的に働きかけていくことも必要かと思ひます。若者はこれからの社会を担っていく中核の世代ですから、座して待っているのではなく、そのような働きかけができないものか、と。

地区図書館や学校図書館との連携ですとか、小学校に行っておはなし会とかいろいろやっているようですが、橋渡しはできていても続けていくうちに質が落ちたりとか、あるいはやっていく中で新たな課題が見えてもなかなか取り組めないとかが起きるわけですから、そういうものに少し目を向けて欲しいですね。私は新宿や三鷹や東大和で図書館にかなり関わっていますけれども、学校図書館自体はあるし、市がお金を出したり資格者を配置してはいますが、司書教諭の資格を持つ人がいても学校図書館はうまく機能しないんですよ。先生方個人の問題もありますし、サポートする人たちが外から来ないとだめだと思うんですね。個々の学校司書さんの力量ですとか、あるいは待遇とか——1日4時間だけの勤務という市もありましたが、そんな中で良い仕事ができるとは思えません。いろいろな問題がありますので、そこをうまく図書館からサポートしてあげられないかなと思ひます。

ちょうど10月31日に、文科省が3年ごとに行っている社会教育調査の中で図書館に関する項目がいくつかありまして、博物館と図書館は平成8年以降増えているんですがその他の公共施設は減っているんですね。図書館は増えていますから、職員数も蔵書数も来館者数も貸出者数も増えている、と。朝日新聞はですね、『開館

時間延長で？ 不況で買わないから？ 図書館貸出数最多の1人5.4冊』と記事を出しているんですが、ホームページを見てみますと図書館の課題が少し見えてくると思います。来館者を増やす、利用者を増やす、というのもいいけれども、やはり子どもたちの中に「図書館へ行けばわかる」というのを芽生えさせる働きかけをしたらいいんじゃないかと思います。

大学の学部長や学長なども、今の学生は勉強しない、そもそも大学に来る目的意識がない、入ってもすぐに退学してしまう、引きこもりになりがちである、これは問題である、という話をしています。そういう人たちが図書館で本に触れて新たな人生を展開させることができたなら、という視点で考えると、図書館も来る人たちだけを相手にしなくてもいいんじゃないか、というのが一点目ですね。

それから二点目ですが、これはこの通りですね。電子書籍にはいろいろなところから参入している。図書館も何らかの形で使ってみないことには、その良さも、課題も見えてこない。実験的に取り入れてみてはと思います。

三点目は、レーザーディスクの中にはDVDに変換できないものもありますし、貴重な資料もありますので、それは取っておかなければいけないと思います。

以上です。

<副会長>

ありがとうございます。いまお二人の委員から課題が出ておりますけれども、他の委員さんから何か協議をしてみたい中身などありますでしょうか。もしあれば、出していただきたいと思いますけれども。

<C委員>

いろいろな問題を考えなければいけないのはある程度分かっているんですけども、最初に驚いたのは、協議会の回数が全部で3回だということですね。そんなに短い間で考えられるのかな、と思います。私も委員になったばかりですから、どういう形でどういう風に話して行ったらいいのかわからないのに、1年間に3回で、最初の1回がこの間で終わってしまうと言われると、諮問をされてもそれに対応できるのかな、という不安がありました。

そのほか、他の委員さんが言われたようにいろいろな問題があるというのは分かるんですけども、それを絞っていったり頭の中で考えたりするだけでも時間がかかるのに、3回だけでは責任を持って自分の意見を出すまでには至れない、という気がして、それがすごく不安です。

<副会長>

いまは3回ですかね？

<図書館長>

今年は1回目が17期の最後の回で4月でしたので、ずれているんですね。

<副会長>

基本的には4回？

<図書館長>

来年度は4回設定で、今年は18期につきましては3回です。

<副会長>

部会の設置はできますよね？

<図書館長>

はい、部会設置は条例上できます。

<副会長>

基本的に協議会は4回で、何かあれば部会の中で協議をすることが可能かと思っております。やはり3回は欲しいですね。ある一定程度の回数がないと協議会の議論はできませんので、当然報酬ですとかいろいろな問題があるかと思うんですけども、できるだけ4回開きながら、部会の中でも協議をするということもあり得るかもしれません。

<図書館長>

今のお話については、他の委員の方からもですね、少ないのではないかというご指摘をいただいております。さすがに無償で集まっていただくわけにはまいりませんので、限られた予算の中で回数的にやむを得ず、というのが現状です。ただ、議論を深めるという意味では確かに回数とかそういった機会を設けることも必要かと思いますので、回数を増やせないような部分については、例えば事務局から資料を送らせていただきまして事務局のほうで回の間に意見を集約する、といった作業もよろしければ加えさせていただければと思います。

<D委員>

3回というのがあくまで“だいたい予定している3回”ということで、必要に応じて4回とか5回になる、というようなことであれば、問題はないかと思います。

<副会長>

他にご意見はございますでしょうか。

あと、いくつか出てきておりまして、私も興味深い中身だなと思うものもあるんですけども、今年度の方角を決めるうえで会長のほうから何かご意見があれば、お話をいただければと思います。

<会長>

回数については、この協議会で何をやるかによって決まってくると思うんですね。それで、私はA委員の四番目のところに関連して、図書館基本計画の17ページに出ておりますけれど、これは22年度から26年度までのもので、27年度からが新しい計画になるわけですね。それで、図書館基本計画の上位計画である立川市長期総合計画に、図書館基本計画に盛り込む基本的な事項の位置づけをしていく必要があると思うんですよね。立川も、企画（政策課）のほうで準備を進めてい

るようですけれども、27年度の長期総合計画の策定に歩調を合わせるということで、私はここで基本計画の評価・点検を実施して問題点等を洗いなおして、できれば今年度来年度いっぱいくらいまでかけて、協議会として意見書という形で出してはどうかと、そんな感じがしているんですね。

それで、今年度は難しいでしょうけれども、来年度は回数を一定程度増やしていただいて精力的にやっていくことにして、今年度についてはそのあたりの準備作業というか、地ならしをしてみたらどうかという印象を持っているんですよ。また、B委員からも貴重な意見を出していただきまして、そういう意見についても毎回一人でも二人でも意見を聞けたらいいかな、という感じもしているんですね。そうすると二面作戦ということで、主に長期計画の策定・図書館計画の策定を目指して協議をしつつ、それに合わせて様々な課題や皆さんの問題意識についても少し突っ込んで話をしてみたいのかな、と思います。

<副会長>

ありがとうございます。

私の意見ですけれども、立川市図書館基本計画というのができていて、これの進捗管理というのがA委員さんから——こちらの計画ではなかったのかもしれませんが——出ておりました。私は進捗管理が非常に重要だと思っていたのと、A委員さんのおっしゃる評価の部分ですよね。進捗管理イコール評価をしていかないと、対応できない部分があります。他の自治体の図書館でも、サービスプランを立ててそれに沿った形で一度評価をしてみる、というようなことをやりながら一定の評価をした段階で次のステップ・次の計画に進む、という流れでやっているところもございます。そういう意味では、これからの新たな基本計画に向けて今の基本計画を評価していくのもあり得るかな、という気はします。

そして、B委員さんからの提案も興味深い部分があります。昨日も電子書籍の講演会があったりして、目まぐるしく動いてきている部分があります。また、子どもたちが本を読まなくなったのかどうかについても、直接かかわっているわけではありませんが、気になる部分です。この計画の中でも、そういったことは取り上げられることではあるんじゃないかと思います。流れとしては、次の基本計画に向けてA委員さんのおっしゃる中身を取り入れながら、個別の問題としてB委員さんの問題意識を議論していく、というのがあり得るかな、と思います。

いかがいたしましょう。これは、図書館長のほうでは……この場で決めたほうがよろしいですか？

<図書館長>

そうですね。回数も少ないので……

本当に貴重なご意見をいただいて、大変うれしく思っております。事務局といたしましても、次期計画の策定が必要ということで、その中で図書館協議会から

のご意見も盛り込んでいきたいと思っていたところでして、そのためには会長のおっしゃった通り現状の振り返りをやって、評価をやって、そのうえで初めていろいろな課題ですとか方向性が見えてくるということで、これをやっていただくことによって私どものほうで次期計画に盛り込む中身が見えてくるのかな、と思います。B委員さんからご指摘のありました電子書籍や資料保存の問題などは、次期計画のメインに部分になろうかと思っております。正直、事務局として進捗管理は大変な作業になるだろうとは思いますが、避けては通れないところですので、せっかくご意見をいただいたことでもありますし、皆さんが構わないということであれば事務局としてもこちらで進めていきたいと考えております。

<副会長>

いまお二人の委員さん、それから会長、館長からのお話がありましたけれども、次期の基本計画の策定に向けていま基本計画で起きている個々の課題について評価をしていく、そしてその先の計画に向けた方向性を見出していく、それを今回の協議会の中で議論していこうということですが、その方向でよろしいでしょうか。

(しばし沈黙)

……よろしいでしょうかね。そうしましたら、そういう方向で行きたいと思えます。

それで、私のかかわっている協議会の中では、サービスプランをすべて項目立てして一度図書館側が内部評価をして、それに対して協議会の委員が外部評価のような形で評価をしていく、というようなやり方もあります。それが良いかどうか、ということはありませんけれども、そういうものも参考にしながら協議会の中で議論できる中身を取りそろえていただく、というような形でよろしいでしょうか。

<会長>

外部評価については、今年度から市全体でやることになっているんですね。ですので、そのあたりの整理をやっていただくということをお願いしたいと思えます。

<図書館長>

はい。

<副会長>

それでは、議事のほうでは議題としては上がっておりませんでしたけれども、協議事項ということで扱わせていただきます。

3 その他

<副会長>

あと、協議事項「その他」ということで館長のほうからお願いいたします。

<図書館長>

合わせて、ちょうどこういったご提案をいただいたところで、図書館基本計画をお配りさせていただきました。せっかくの機会ですので、情報共有等のすり合わせということも含め、まずは計画の内容につきまして簡単にご説明させていただきたいと思います。しかしながら、なにぶん内容がかなり濃い状況ですのと、本日お配りしたばかりということもございますので、後半部分の全部で70項目あります項目事項につきましては今後の進捗管理の中でひとつずつご紹介しながらチェックしていきたいと思います。ぜひ次の機会までにお目通しいただきたいということで、本日はその前段階で課題ですとか基本的な考え方・将来像、そういった部分につきまして、簡単に事務局から説明させていただきたいと思います。

それで、もしよろしければ図書館基本計画の冒頭部分の4ページ目から、立川市の図書館の歴史というところで、サービスの現状をみる上でも立川市の図書館の成り立ちですとか、全体の公共図書館の中でどのように歩いてきたかということが重要かと思いますので、そのあたりはご経験のある副会長からご説明いただければと思っております。

<副会長>

資料として「戦後の公共図書館の動きと立川市図書館の初期の動き」ということで、ご用意させていただきました。教科書的な中身のほんの一部分を抜き出してきたわけですが、これに沿って簡単にお話をさせていただければと思います。

戦後の公共図書館の動きということでは、1950年、昭和25年の4月30日に図書館法が成立をしております。したがって、4月30日は図書館の日でございますので、ぜひ皆さん覚えておいていただければと思います。

それで、先ほど会長のほうからお話がありました“図書館奉仕”という言葉が出てきております。今ではサービスということですが、サービスに特化したことをやるという図書館というのがこの中で決められ、なおかつ土地の実情——地域の事情ですね——に合わせ、さらには一般公衆、市民の希望・ニーズをきちんととらえながら図書館を運営していくんですよ、ということを3条で決めています。それからもうひとつ特徴的なのが17条で、無料の原則をきちんと入れているということ。他にもいろいろ特徴はあるんですけども、このふたつを挙げさせていただいて、戦後あらたに図書館が動き始めたときの基本法ということで、おさえておきたいと思います。

それからその後、1963年に『中小都市における公共図書館の運営』という本が

出ます。これが戦後の図書館を大きく変えていったものなんですけれども、イギリスの図書館の視察をする中で、今後の公共図書館はどうあるべきかということをもとめている本です。それまでは県立図書館などが中心となって図書館運営をしていたわけなんですけれども、そうではなくて市町村の図書館が核となるべきだということを主張し、中小の市町村の図書館を整備し活性化させていくことが図書館活動を根付かせる、ひいては国民の自由な思考・判断のための情報提供ができるようになる、そのために資料費の確保ですとか資料提供ですね、情報をきちっと提供するというのを推進していこう、ということを主張しています。これが、戦後の図書館を大きく変えていった原動力となっています。

これをさらに分かりやすくしたのが、1970年に出た『市民の図書館』になります。「公共図書館は国民の知的自由を支える機関であり、知識と教養を社会に保障する機関」というふうに定めて、なおかつ「貸出サービス」「児童サービス」「全域サービス」の三つの目標を挙げています。このときに、図書館は建物ではなくネットワークなんだ、というような話が出てきます。1館あればいいということではなく、複数の図書館があって、そこがネットワークを組んでいく。あるいは移動図書館車で住民の住むところを回ってサービスをしていく、そんなようなことが定義されています。

立川市の図書館の場合も、やはりこの流れを踏襲^{とうしゅう}してきています。特に多摩地域に関しては、『中小都市における公共図書館の運営』や『市民の図書館』の内容を実践的に活動していった図書館先進地域でありまして、例えば日野の図書館が移動図書館でサービスを始めていく、あるいは調布・府中・町田の図書館が地域図書館をきちんと作りながら市民のあいだにサービスを根付かせていく、というようなことをやっていく、そういう土壌のあった場所に立川はあったわけで、その流れを汲んでいます。

ただ、立川の場合にはですね、ずっと都立の図書館がありましたので、市立図書館というのはなかなか根付かなかったです。しかし高度経済成長に入って、都心から立川にベッドタウンとして来る多くの方がいらっしゃる中で、市立の図書館が欲しいという動きが出てきて、それが住民運動に発展をしていきます。その流れは基本計画の歴史のところにも書いてあるわけなんですけれども、議会に対しての請願が出されて、その請願が通って立川“市”の図書館を作る、というようなことを決めていきます。

最初に何をやったかというのと、『立川市図書館計画審議会』というのを設置しております。当時としてはなかなかのメンバーがそろっていた審議会だったわけなんですけれども、この中で答申が出されております。これが「立川市における図書館行政はどう進めたらよいか」。1977年に出ているものですが、この中で主張している大きなポイントですが、ひとつは専門的な職員である司書を確保しましょうと

いうこと。もうひとつは、立川にとって大変良かったと思うんですけども、市内に12館の図書館が必要だという構想を掲げて、かつ中央館を先に作るのではない、地区館をとにかくきちんと作っていった後に中央館を作るんだ、というような優先順位ですね、これをきちんと示している。このおかげで立川には9館の図書館がある。そういう意味では、この答申は非常にありがたかった。

この答申を受けながら、1977年に「図書館行政基本計画」というのを作っている。こちらには私も関わらせていただいております、皆さんよくご存じの「図書館5本の柱」を立てて、立川市図書館を作るコンセプトとしているわけです。個々の中身に関して読むと時間がかかりますので読みませんが、こういうことが挙げられており、今でも引き継がれています。

それから次の年ですね、図書館法では図書館を設置するためには条例で定めるとなっておりますので、1978年7月1日に立川市図書館条例ができ、公民館図書室であった柴崎・砂川・幸を図書館に移管し、西砂図書館がオープンする。それから「おおぞら号」という大きな移動図書館車を入れて、巡回の強化というようなことをやっております。このころ私も対応しておりましたけれども、移動図書館車で回ると本当にすごい人でした。若葉町団地や幸町団地は長蛇の列で、こんなにも利用者の方がいるのかと驚かされました。なおかつ、当時はコンピュータの処理ではありませんでしたので、返却までできないんですね。新聞やごみを敷いてためておいて、先に貸出処理を済ませてから最後に返却処理をする。そのくらい、図書館を求めている人たちが大勢いたというのが非常に印象的な時代でございます。

それから、先ほどの審議会の答申に沿って地区館ができていきます。多摩川図書館ができ、高松図書館ができ、錦図書館ができ、若葉図書館ができ、そして中央館ができて、そのあと砂川図書館が上砂図書館に変わっていくということですが、この間で資料の貸出冊数が相当に伸びています。一時は全国1位になったこともあるくらいで、それだけ図書館に対する市民の要望というのが大きかったのかなと思います。貸出冊数だけで図書館を評価することはできないわけですが、それでも圧倒的な市民の方の応援を得ていたとは思っております。

その後、図書館の電算化、地区館が整備されたことに伴う移動図書館の廃止、それから中央図書館が地区館すべての要^{かなめ}として1995年にできるわけですが、各図書館の要の機能、それからハンディキャップサービス、障害者の方へのサービスということで、点字サークルさん・朗読サークルさんの拠点となることを中央館に作って行きました。それから、国際化が叫ばれていましたので外国語資料の充実、あるいは先ほどB委員さんからもありましたとおり若者たちをいかに図書館へ引き寄せるかということでYAコーナーを作るですとか、視聴覚サービスを展開していくとか、こういったことも進めています。

それから、児童のフロアをきちんと別にして児童サービスの係を作っていく。また、レファレンスをやる係として調査資料係を作ったというのは、公共図書館の中では大きなことだったというように思います。当時、あるいは現在でも、レファレンスサービスに対して6人の職員を専任で配置しているというのは、この規模の図書館ではまずないと思います。当然、政令指定都市ではあるんですけども、そういう意味では市民の調査研究に役立つ図書館というアピールはしてきた、ということになるかと思います。

あとは図書館協議会ですけれども、当時は毎月ありましたね。事務局は本当に大変だったんですけども、なかなか活発な議論がされており、議会でも図書館長が「図書館協議会の意見を踏まえながら対応します」というような答弁も何回か聞いたことがあり、図書館協議会の重みというのも当時は見ていた、というようなことだと思います。こういう風になるためには東京都のバックアップなども政策としてあったわけですけども、やはり圧倒的に大きかったのは市民の方々の力、特に文庫連さん、障がい者の団体の皆さん、ボランティアをしてくれる皆さん、そういった方たちと連携しながら一步一步作っていったのが立川市の図書館であったのかな、という気がしております。

雑駁^{ざっぱく}ではございますが、そのような流れで館長に引き継がせていただきます。

<図書館長>

それでは、私のほうでは基本計画に移らせていただきまして、7ページ目から説明させていただきます。

まずは「Ⅱ 立川市図書館の現状と課題」の「1 立川市図書館の概要」「(1) 図書館施設の概要」ということで、ただいま副会長から説明がありましたとおり、現在9館で運営をしております。中央図書館が先頭に来ておりまして、そのあと柴崎からの設置順となっております。上砂だけは平成12年となっておりますが、元は砂川図書館が入っておりまして、そこの業務を引き継ぐ形で上砂が入っている所以この位置にきております。

次に8ページ目ですが、「(2) 図書館サービスの概要」ということで開館時間と休館日について記してございます。指定管理館につきましては、平日時間延長しており開館日も拡大している状況です。今後、このあたりについてもご議論いただければと思います。

9ページ目からは各種サービスということで、①の貸出がメインになっておりますけれども、②リクエストサービス、③レファレンスサービス、④ハンディキャップサービス、⑤集会行事——おはなし会や講演会がメインとなっております——、⑥複写サービス、こういったところが各種のサービスとなっております。

10ページ目が視聴覚資料サービスということで、それぞれ各館でどのような媒体の資料を所蔵しており、貸出または館内視聴サービスとして提供しているか、

概要を説明しております。それから、その他のサービスということで、委員の方からもご指摘いただきました若者向けのヤングアダルトサービス、それから外国語資料サービスについても提供させていただいております。

11ページになりますが、「2 図書館を取り巻く現状と課題」ということで、計画を策定しました平成22年の段階の状況と課題でございますので、いくぶん進展している課題もございますけれども、参考までにご説明いたします。

まず(1)の「サービスの充実」ですが、これは開館時間と開館日の拡大というだけではなくリクエストサービスですとかインターネットの利用、レファレンス、講演会などの行事の開催など、いろいろな面で充実が求められているということです。それから、貸出中心のサービスではなくていろいろな新しいサービス、職員の企画力や専門性などを生かしたサービスというものがこれから求められている、という課題が挙げられています。

次の(2)「職員体制」でございますが、今後司書採用の職員が減っていく中で、児童サービス・レファレンスサービス・ハンディキャップサービスといった、専門性が求められるサービスの維持・向上を課題として挙げております。(3)の「資料保存」というところでは、現在保存スペースが満杯状態であり、1タイトル1冊保存の原則を続けていくのが難しく、独自の保存スペースの確保ですとか共同保存ということを課題として挙げております。

続いて(4)の「地区図書館の再配置問題」ということで、当時は“図書館の空白地域”というような表現をしていましたけれども、栄町地区の一部・砂川町地区の一部・羽衣町地区の一部といったところが挙げられています。これについては、既存の館の半径1キロメートルを利用圏内として円を描いたところ、カバーできていない区域があるという指摘を受けております。また、いくつかの図書館では利用圏が重複していたりですとか、規模が小さい図書館ですとか、そういったところが混在しているということを課題として挙げております。

次の12ページのところですが、(5)の「広域利用への対応」ということで、現在立川の図書館は在住・在勤・在学に限定した利用者にサービスを提供しております。立川市で所蔵していない図書につきましては、他の自治体、都立、あるいは国会といった図書館に相互協力の依頼を出して、そういった意味での相互連携は行っておりますけれども、例えば通勤や通学の途中で立川を乗り換えの駅として利用しているという方々が立川の図書館を利用したいというような広域利用・広域連携の場合に、特に中央図書館は駅に近く非常に好立地で、なおかつ交通の結節拠点ということで立川駅を利用する市外の方が多い状況ですので、広域連携をおこなった場合に中央図書館では市外の利用者が爆発的に増えるであろうと、こうなると市内の方が予約待ちなどで借りられなくなるのではないかと、そういった課題も抱えているという内容になっております。これにつきまして、今後ど

のように対応していくべきかというのも解決しなければならない問題となっております。

次の（６）ですが、「他機関との連携」ということで、市内の学校はもとより学校図書館との連携、また立川市という地域の特性として国や都の公共機関も多くありますので、そういった各種機関との連携も重要となります。（７）は「図書館経営改革」ということで、厳しい財政状況ですので効率的・効果的な運営を導入していく必要があるのではないかとのことです。（８）が「高齢者・障がい者への対応」ということで、これから高齢化社会を迎える中で高齢者の学習ニーズが高まっており、あるいは来館するのが非常に困難な方がいるであろうということ、そういった方にも平等・公平に利用できる環境を整えることが重要ではないかとのことです。

13ページ目の（９）の「ボランティアと職員の関係」ですが、現在すでに各種ボランティアの方々との連携を行っておりますけれども、以前からそれぞれの役割が曖昧であるとの指摘を受けております。今後はそれぞれの役割を明確にしていきながら、ボランティアの位置づけもしっかりしていかなければならない、ということでございます。（10）の「レファレンス機能の充実」でございますけれども、貸出機能のほかに調査機能の充実が今後は非常に重要になってくるであろうということでございます。

次の14ページからは、「Ⅲ 立川市図書館基本計画の基本的考え方」「1 計画の基本的考え方」ということで、（１）から（３）まで挙げてございます。（１）は「公共図書館の使命」ということで“知る権利”、こちらを保障して市民に対して公平な情報提供を保障する、それが図書館という機関であると明確に謳ってございます。それから（２）の「使命を達成するための５本の柱」ということで、先ほど副会長からご紹介がありましたが“５つの柱”というのを明示してございます。16ページ目の（３）「専門的学習を支援する図書館」ということですが、今までは資料の提供という本が主体というイメージがありましたけれども、これからはインターネットですとか各種データサービス、そういったものが増えてきますので、本とデジタルを合わせた情報提供が今後は重要になってくるだろうということ、必要な情報をいつでも、どこからでも検索でき、収集でき、利用することができる、そういった情報拠点としての図書館というのが基本的なあり方という考え方でございます。

17ページ目は、会長からお話がありましたが、もともと市の大きな計画として長期総合計画というのがありまして、その中で分野別・個別計画として立川市図書館計画が存在するという、計画の位置づけを説明しております。計画期間が、今回は平成22年度から26年度までということで、次期計画が平成27年度からスタートということになっております。必然的に、来年度・再来年度が情報収集・計

画策定の作業ということになります。

18ページ目からは「3 図書館の将来像」ということで、これは今まで見てきました課題や考え方にも沿っているんですけども、先ほどの“5つの柱”をベースにしまして“7つの目標”というのを挙げております。

ひとつめは「本を読むことの意義を評価する図書館」ということで、少々分かりづらいかもしれませんが、本を読むことや本のある環境を整えることが大切である、ということを図書館みずから伝えていく、そういったものを目指すということです。(2)の「地域の活性化を促す図書館」ということですが、これは自治体そのものがまずは地域の活性化に取り組まなければならないということで、図書館が地域の課題解決に役立つ身近な情報を収集・発信するという、“5本の柱”のひとつにもあるんですけども、暮らしや生活に役立つ図書館というのを目指す必要がある、ということでございます。

(3)が「子どもたちの成長をサポートする図書館」ということで、子ども読書活動推進計画にもつながることですが、学校・家庭・関係機関・ボランティア団体といったところとの連携を一層充実させていくということです。(4)が「質の高い情報サービスを行う図書館」、これも貸出サービスだけではなく、印刷資料とデジタル資料を合わせて『ハイブリッド』という表現を使っておりますが、ハイブリッドに活用できる図書館を目指すということでございます。

(5)が「障がいのある人にも役立つ図書館」ということで、障がいのある方だけではなく高齢で図書館に行けない方ですとか施設に入所されている方にどのようにサービスを提供できるかということで、待ちの姿勢ではなく出ていくスタンスでのサービス提供についても将来像として載せております。

(6)は「多種多様な機関と連携・協力する図書館」ということで、学校・家庭・地域文庫さん・ボランティア文庫さんとの連携を進めていくということと、市内にあります公共機関との連携、あるいは本庁にあります市政情報コーナーとの連携、いろいろな連携をこれからは検討していく必要があるのではないか、ということです。(7)の「市民参画により、成長する図書館」ということで、各種団体との連携ということも再三挙がってきておりますが、まだまだ市民との連携という部分では不十分であろうと、もっと市民の力を活用した事業展開ができるのではないか、そういったものを目指していこう、ということです。

21ページからは具体的なサービス項目の部分になります。全部で70項目以上になりますけれども、そもそも計画の基本理念というのは「市民や地域の知的・創造活動を推進し、共に歩む図書館」ということで、ぜひ次回以降この項目を点検しながら評価を含めて現状を振り返っていただければと思います。

<副会長>

はい、ありがとうございました。

何かご質問等、ご意見を含めてお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

< E 委員 >

「図書館の将来像」というところで、(5)の「障がいのある人にも役立つ図書館」ということで、学習障害のあるお子さんに『マルチメディア・デイジー』というのを作成し始めています。立川市ではやっていないんですけれども、調布なんかでは作っています。学習障害の中で識字障害というんですか、人の言ったことは理解できるけれども字を読むことができない、けれども説明すれば理解はできる。そういう人たちのために音声のついた教科書があり、一行ずつ読んでいくと読んだ箇所がハイライトされて分かるようになるんですけれども、そういうのを活用して、学校に行けなくなったお子さんに対しても図書館が学校と連携をもって目を向けていただければ、と思います。

マルチメディア・デイジーは、私たちがやっているような視覚障害の方向けのデイジーとは違い、作るのが大変でお金もかかるそうです。まだまだ始まったばかりですが、将来図書館でもそういったデイジーを作る方々を養成したりですとか、そういうことに目を向けていただければと思います。私自身もまだ、マルチメディア・デイジーのことを詳しく分かっていない部分がありますけれども。

< 副会長 >

今まで視覚障害の方にはカセットテープで録音図書を提供しておりましたけれども、今ではデジタルに変わってCD媒体の『デイジー』で提供しています。それをもっと進化させて、メモを入れられるとか、表示がハイライトされるとか、そういうのが開発されてきているわけですね。

そういうものに対して図書館がどう関わるかということもありますけれども、電子書籍などが出てきている新しい流れの中で、障がいを持った人たちへの情報提供ということで有効であれば、そういうものにも力を入れて下さいという意見も中には出てくるだろうと思います。

< E 委員 >

発達障害であることが分からずにそのまま大人になってしまい、引きこもりになってしまうという方も耳にします。早くに分かれればそういう方たちへの支援ができるのでは、ということも先日シンポジウムで伺ったばかりなんですけれども、将来的には図書館と学校図書館が連携をしてそういうお子さんを早くに見つけて支援ができれば、ということも思っております。

< 副会長 >

図書館とどう関係するのか、というあたりをもう少し議論していったら、図書館としてやる必要があれば、というところですね。

< 図書館長 >

基本計画の29ページにですね、「ITを活用した図書資料の充実」ということでマルチメディア版デイジー図書というのが出てきます。22年度の段階ですでに報告はしておりますけれども、ぜひこれも進捗管理の中で、次の計画にはどう盛り込んでいくかということを議論していただければと思います。

<副会長>

22年度の段階では、マルチメディア・デイジーというのが出始めたころで、より進化してきているだろうと思います。電子書籍も普及し始めておりますので、マルチメディア・デイジーもより進化してきているだろうと思います。

<B委員>

同じく「図書館の将来像」というところで、いま館長からご説明いただきましたが、その通りになれば大変素晴らしいことだなと思います。しかし、いざそれを実行に移すとなると、お金の問題が絡んだり、人をどのように配置してどのように育てていくのかと考えると、やはり並大抵の苦勞ではないなと考えます。

いまのデイジーを含めて私が考えるのは、図書館にもホームページを置いて、ホームページ上で動画の配信ですとか、いろいろな行事の案内などができないのかなと思います。例えば、朗読についてもパソコンを使えば読み上げの機能がありますから。直に手渡ししていくことも大切だということですが、もしできるのであれば、著作権の問題などいろいろありますけれども、クリックするだけで動画が始まるとか、あるいは資料に関しての項目を図書館に来なくてもある程度見られるだとか、そういうことがあれば素晴らしいですね。

もうひとつ、私は学校にいたとき文科省のコミュニケーション授業の一環で、学校独自に計画を立てて専門家を呼んでいいですよ、ということで予算をもらったことがありましたが、私がいた自治体ではお金がなかったので指導主事と役所が中心となって国の通産省かどこかの予算を引き出して、「こちらで研究して発表するから」ということで、予算をつけてもらったことがあります。ですから、図書館に関わることで国や都などの使えるお金が何かないか常に目配りをしており、もしもらえるものがあれば図書館で企画して講師を呼んで、というような方向も、お金がないのであればひとつの考え方かなと思います。

<図書館長>

一点目のホームページにつきましては、先ほどのマルチメディア・デイジーを含めまして、ホームページの活用事例等についての資料を次回までに少しご用意しますので、次回またご意見をいただければと思います。二点目の予算につきましては、おっしゃるとおりかと思います。国や都の補助金や交付金に関しては、本庁の企画制作部門がかなり把握しているところですので、そちらと連携を取りながら財源確保につとめていきたいと思っています。

<副会長>

ちなみに、今回『光交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）』はどのくらい入ったんでしょうか。以前の総務大臣は図書館関係に理解を示してくれていて、相当のお金をつけてくれ、それを使って様々なことを展開している図書館は非常に多かったんですよね。ただ、立川はあまりそういう関係に手を出していなかったような気がしまして、もったいなかったなと思います。立川は意外とそういうものに手を出さないようですが、委員さんおっしゃるように、使えるものは使っていたらいいのかなとは思います。

< B 委員 >

学校関係者も知らない人が多いんですよ。国の場合は手続きが面倒だということもあるようですが。

< 副会長 >

あるいは、図書館まで降りてこないというのものもあるかもしれません。ただ、そういうものは活用したほうがいいと思いますね。

他にございますでしょうか。これから基本計画などもそれぞれの中身を検討していかなければいけないと思いますが、その前段として大きなポイントについてはいまお話があったような状況になります。

他にいかがでしょうか。

< C 委員 >

いまのホームページについてですが、立川市の図書館で開く場合と、指定管理者のホームページは別々になっていて、一貫性がないというか、同時に全部入れるわけではないのがとても不思議な感じがします。指定管理のところも立川市の図書館だと思いますので、一気に開けばどこの館にも行けるというわけではないですよ。そういうのは市民から見ると不思議な感じがします。

< 副会長 >

あのホームページは市で一括して作られているので、全然面白くないですよ。狛江とか、ああいうところを参考にしてみると、これはいいなと思う時があります。ホームページにもデザイン性というのがあるんじゃないか、という気はしなくはないですね。

< 図書館長 >

先ほどおっしゃっていただきましたけれども、これからはPRということで、図書館に足を運んでもらうということや、図書館がいろいろなところに顔を出していくことが大事になってきます。その意味でもホームページの充実、ご意見をいただいたということで研究していきたいと思います。

< 副会長 >

そういう部分では、例えば地域の情報に関するパスファインダーや仕事案内など、地域にこだわっていく方向もあるのかな、と思います。

他にいかがでしょうか。

< A 委員 >

先ほど、今期の協議内容の提案として人材育成を挙げさせていただきましたが、これは図書館計画の中でも人材育成という項目がありますので、そちらである程度はやっていただけたら、と思います。

< 副会長 >

人材育成といいますか、職員のところが項目としてありましたね。43ページの69・70番あたりでしょうか。その中でご意見を出していただくこともできるかと思います。先ほどのハンディキャップの話や電子メディアの話も出てくると思います。

他の委員の方はいかがでしょうか。

< E 委員 >

図書館の方にお伺いしたいんですけども、前回いただいた24年度の事業計画の8ページのところで、ハンディキャップサービスの部分で利用者との懇談会を計画していらっしゃるようなんですけども、今年は開催の予定はありますでしょうか。以前は年に1回、利用者との懇談会というのを開いていただいて、この前も利用者の方から開いていただけないかという声がありましたが。

< サービス第二係長 >

懇談会については担当のほうでも「やりたい」という話をしておりますが、その前に一度担当の中で話をして現状を確認した上で開催したいと考えておりますので、24年度にやるとしても年度の最後になってしまうかもしれません。具体的な日程についてはまだお答えできず、日程等の都合上、来年度早々ということになってしまうかもしれませんが、やりたいという意向は持っております。

< E 委員 >

よろしくお願いいたします。

< 副会長 >

よろしいでしょうか。それでは次回の協議会の日程につきまして、事務局のほうからお願いします。

< 図書館長 >

年明けになりますけれども、事務局の希望といたしましては平成25年の1月18日の金曜日か25日の金曜日ということで、時間は午後2時からで開催いたしたいと思っております。いかがでしょうか。

< A 委員 >

25日は少々都合が付きません。

< 図書館長 >

18日でご都合の悪い方は、今日の段階ではいらっしゃいますか。よろしければ、

この場でいったん18日の午後2時からということでご用意させていただきたいと
思います。場所につきましては、決まりましたらご連絡いたします。

<副会長>

それでは次回の候補日として再度確認ですが、来年1月18日金曜日の午後2時か
ら、場所は追ってご連絡したいと思います。定刻を過ぎてしまいましたけれども、
本日の協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。